

【産業廃棄物施設における維持管理の計画及び状況の公表について】

北越環境株式会社

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号）第 15 条の 2 の 3 第 2 項の規定により、自社所有の施設における維持管理の計画及び状況について、下記のとおり公表します。

自社所有の対象となる処理施設

産業廃棄物の最終処分場（安定型最終処分場）

公表する内容

- 1 処分した産業廃棄物の各月ごとの数量。

公表時期 毎月

- 2 自主測定における、試料を採取した位置、採取年月日、測定結果が得られた年月日、測定結果。

公表時期 毎月

- 3 設備等の点検を行った年月日。

生活環境保全上必要な措置を講じた場合、講じた年月日、措置内容。

公表時期 措置を講じた場合その都度

- 4 展開検査を実施した日、展開検査後の混入されていた廃棄物名、確認された日。

公表時期 確認された場合その都度

※ 自社最終処分場に埋立処分する廃棄物（安定 5 品目）は全て自社中間処理施設（新潟県新潟市東区山木戸 1323 番地 1）に 1 度全て搬入します。その後、機械選別、風力選別、手選別等を行い、リサイクルできない安定 5 品目のみを自社車両で運搬し安定型処分場に搬入し最終処分しております。

以上の事から、搬入前廃棄物は全て搬入前に自社で、選別及び展開検査を行っております。